明は、別記様式第十五号による表示をその包装の表面の見やすい箇所に印刷し、又は当該表示を印刷した票せんを当該農産物に付し、かつ、別記様式第十六号による検査証明書を交付してするものとし、これ以外の成分検査に係る同項の規定による検査証明は、別記様式第十六号による検査証明書を交付してするものとする。

第十条の二　前条の規定にかかわらず、検査証明書等（次に掲げるものをいう。以下この条において同じ。）には、検査証明用情報（番号、記号その他の符号であつて電子情報処理組織を使用する方法により当該符号に対応する検査証明書等に表示され、又は記載された内容を明らかにすることができるものいう。次項において同じ。）を付すことができる。

一　前条第一項、第二項、第六項又は第七項の規定により交付する検査証明書

二　前条第三項各号に掲げる表示

2　検査証明用情報を付した検査証明書等については、前条の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項（当該検査証明用情報により明らかにすることができるものに限る。）の表示又は記載を省略することができる。

一　前項第一号に掲げる検査証明書　検査証明書の番号及び登録検査機関名以外の事項

二　前項第二号に掲げる表示　等級及び検査年月日

第十条の三　登録検査機関は、前条第一項第一号に掲げる検査証明書に記載すべき事項を次項に規定する情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合においては、当該登録検査機関は、当該検査証明書を交付したものとみなす。

2　前項の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　登録検査機関の使用に係る電子計算機と検査証明書を交付すべき相手方（以下この条において「相手方」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方式

ロ　登録検査機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された検査証明書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに検査証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3　前項に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4　第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、登録検査機関の使用に係る電子計算機と、相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（新設）

明は、別記様式第十五号による表示をその包装の表面の見やすい箇所に印刷した当該農産物の包装又は当該表示を印刷した当該農産物の票せんに農産物検査員の認印を押し、かつ、別記様式第十六号による検査証明書を交付してするものとし、これ以外の成分検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、別記様式第十六号による検査証明書を交付してするものとする。

（新設）